

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成30年 8 月28日

【会社名】 株式会社やまみ

【英訳名】 Yamami Company

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山名 清

【本店の所在の場所】 広島県三原市沼田西町小原字袖掛73番地 5

【電話番号】 0848-86-3788(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林 辰男

【最寄りの連絡場所】 広島県三原市沼田西町小原字袖掛73番地 5

【電話番号】 0848-86-3788(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林 辰男

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	925,000,000円
引受人の買取引受による売出し	596,000,000円
オーバーアロットメントによる売出し	237,000,000円

(注) 1 . 募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年 8 月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
2 . 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年 8 月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 . 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 . 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	560,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年 8月28日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年 9月 5日(水)から平成30年 9月10日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	560,000株	925,000,000	462,500,000
計(総発行株式)	560,000株	925,000,000	462,500,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年 8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自平成30年9月11日(火) 至平成30年9月12日(水) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年9月18日(火)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yamami.co.jp/IR/news.php>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成30年9月4日(火)から平成30年9月10日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年9月5日(水)の場合、申込期間は「自平成30年9月6日(木)至平成30年9月7日(金)」

発行価格等決定日が平成30年9月6日(木)の場合、申込期間は「自平成30年9月7日(金)至平成30年9月10日(月)」

発行価格等決定日が平成30年9月7日(金)の場合、申込期間は「自平成30年9月10日(月)至平成30年9月11日(火)」

発行価格等決定日が平成30年9月10日(月)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、平成30年9月19日(水)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 福山支店	広島県福山市延広町1番23号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	335,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	90,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	90,000株	
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	45,000株	
計		560,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
925,000,000	13,000,000	912,000,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額912,000,000円については、国内最大の市場規模を有する関東地域への進出を目的として新たに建設する富士山麓工場への設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、平成31年6月期に工場建物に486,000,000円、工場建物附属設備に70,000,000円、製造設備に206,000,000円を充当し、残額を平成32年6月期に工場建物に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	340,000株	596,000,000	広島県三原市 山名 清 238,000株 広島県三原市 山名 睦子 102,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	自平成30年9月11日(火)至平成30年9月12日(水) (注) 3.	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	(注) 4.

- (注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yamami.co.jp/IR/news.php>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 株式の受渡期日は、平成30年9月19日(水)であります。
申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成30年9月4日(火)から平成30年9月10日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年9月5日(水)から平成30年9月10日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年9月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成30年9月6日(木) 至 平成30年9月7日(金)」

発行価格等決定日が平成30年9月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成30年9月7日(金) 至 平成30年9月10日(月)」

発行価格等決定日が平成30年9月7日(金)の場合、申込期間は「自 平成30年9月10日(月) 至 平成30年9月11日(火)」

発行価格等決定日が平成30年9月10日(月)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	340,000株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。
8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	135,000株	237,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yamami.co.jp/IR/news.php>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成30年9月11日(火) 至 平成30年9月12日(水) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成30年9月19日(水)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月28日(火))現在、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q に上場されておりますが、平成30年9月19日(水)に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式(以下「借入れ株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、135,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成30年10月5日(金)を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年10月5日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年9月5日(水)の場合、「平成30年9月8日(土)から平成30年10月5日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月6日(木)の場合、「平成30年9月11日(火)から平成30年10月5日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月7日(金)の場合、「平成30年9月12日(水)から平成30年10月5日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月10日(月)の場合、「平成30年9月13日(木)から平成30年10月5日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である山名清及び山名睦子並びに当社株主である株式会社YMコーポレーション及び山名徹は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yamami.co.jp/IR/news.php>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年8月29日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年9月5日から平成30年9月10日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

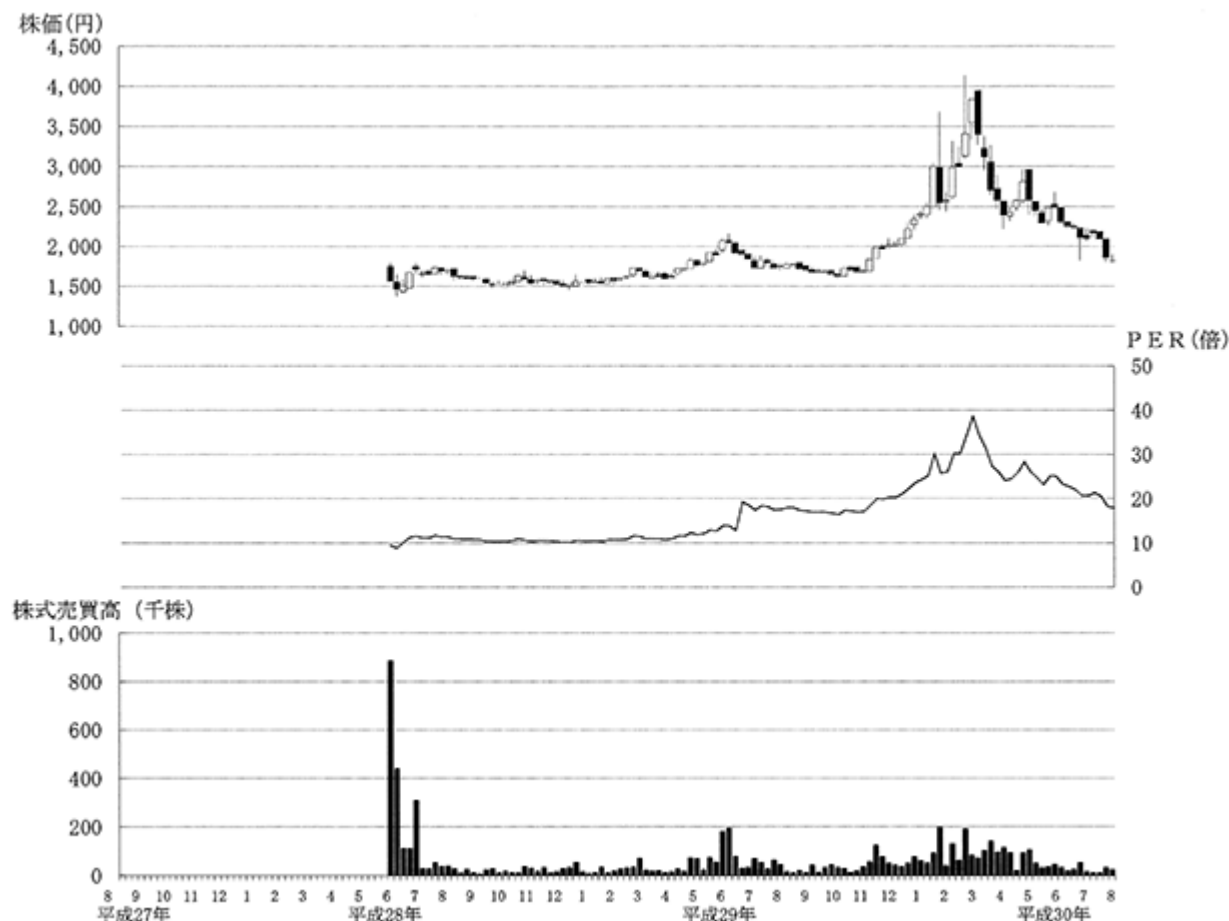
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成28年6月17日から平成30年8月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成28年6月17日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



- (注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
2. P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成28年6月17日から平成28年6月30日については、平成28年5月13日提出の有価証券届出書の平成27年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年7月1日から平成29年6月30日については、平成28年6月期有価証券報告書の平成28年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益。

平成29年7月1日から平成30年6月30日については、平成29年6月期有価証券報告書の平成29年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益。

平成30年7月1日から平成30年8月17日については、平成30年8月14日に公表した平成30年6月期の未監査の財務諸表の1株当たり当期純利益。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成30年2月28日から平成30年8月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月28日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年7月31日現在)以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
富士山麓工場 (静岡県駿東郡)	豆腐等 製造販売 事業	工場用地	1,252,770		自己資金及 び借入金	平成30年 10月	平成30年 10月	
		建物	900,000		増資資金、 自己資金及 び借入金	平成30年 10月	平成31年 7月	
		排水処理 設備	193,849		増資資金、 自己資金及 び借入金	平成30年 10月	平成31年 7月	
		LNGサ テライト 設備	85,000		自己資金及 び借入金	平成30年 10月	平成31年 7月	
		カット豆 腐ライン	1,247,945		増資資金、 自己資金及 び借入金	平成31年 7月	平成31年 10月	時間当たり 10,000個
		厚揚げラ イン	598,480		自己資金及 び借入金	平成31年 7月	平成31年 10月	時間当たり 13,000個
本社工場 (広島県三原市)	豆腐等 製造販売 事業	パ ラ エ ティライ ン	762,386	51,705	自己資金及 び借入金	平成30年 6月	平成30年 9月	時間当たり 10,000個
関西工場 (滋賀県甲賀市)	豆腐等 製造販売 事業	6 B 豆腐 ライン	881,207	67,277	自己資金及 び借入金	平成30年 6月	平成30年 11月	時間当たり 10,000個

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期事業年度)及び四半期報告書(第44期 第3 四半期)(訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月28日)までの間において追加、変更がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日(平成30年8月28日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(1) 事業環境の変化について

当社は、豆腐、厚揚げ、油揚げ等の製造販売を行っており、当社の主な販売先は小売業、卸売業、外食業等となっております。当社は、このような事業環境下、機械化による大量生産により価格競争力を高めた商品を提供しておりますが、競業他社より画期的な商品の販売や競合他社との価格競争が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業リスクについて

食品の安全性について

当社は食に対する安全衛生管理を第一に考え、本社工場及び関西工場においてFSSC22000を取得し製造管理を行っております。こうした状況ではありますが、当社が製造する商品において誤表示、異物混入、残留農薬等製造に関わるリスクを完全に排除できるわけではございません。万が一、当社の提供する製品等にこのような問題が発生した場合には、風評等により当社の製品の評価は低下し、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

原材料について

当社が使用します大豆につきましては、すべて遺伝子組み換えでないものに限定しており、また、国産大豆、外国産大豆などの産地管理を厳密に行っております。しかしながら、遺伝子組み換えの大豆の混入、産地虚偽記載等の大豆が混入する可能性があります。

大豆は作付面積や天候により、また、外国産大豆は為替等の要因により仕入価格が変動いたします。さらに大豆の生産地における法令・規制の変更や外交上の問題等により輸入制限もしくは輸入ができなくなる可能性があります。

当社では、大豆市況を勘案しながら仕入価格の平準化を図るなど、大豆価格の高騰について対処を行っております。しかしながら、価格高騰等が起こった場合には、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

豆腐等製造販売事業への依存について

当社の製造する製品は、豆腐、厚揚げ、油揚げと豆腐に関連する製品であり、事業セグメントとしては、豆腐等製造販売事業の単一セグメントであります。当社では、伝統食材である豆腐は国内において一定の需要があると判断できること、一つの事業に対して財政面、人材面を始めとした経営資源を集中し事業の成長に傾注できること等のメリットがあると考えております。しかしながら、豆腐等製造販売事業において、需要の大幅な変動等の外的要因が発生した場合においては、他の事業分野で挽回するといった対応が図れず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

包装資材の仕入れについて

当社の製造する製品の包装資材は、フィルム、トレイ等の石油製品を使用しております。

そのため、原油価格や為替の変動により包装資材の仕入価格が高騰した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

製品の配送運賃について

当社の行う豆腐等製造販売事業において、製品の配送は重量がありチルド運送を行っているため、個当たり単価に対し、配送運賃が高くなる傾向があります。

当社といたしましては、チルド運送の業者との間で業務委託契約を締結した上で、販売先のドミナント化や配送ルート効率化の施策によりコストの削減を行っております。しかしながら、ガソリン価格の著しい高騰等の運賃の増加要素が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

業績の季節変動について

当社の製造する豆腐、厚揚げ、油揚げは、春夏には冷奴等に使用される豆腐の需要が高く、秋冬にはおでん、鍋等に使用される厚揚げ、油揚げ等の需要が高くなる傾向があります。

そのため、売上高は年間を通じて平準化されているものの、利益面においては、製品構成の違いにより、7月から9月の第1四半期が低く、10月から12月の第2四半期が高くなる傾向があります。

当社といたしましては、販売促進の施策や経費の削減等により利益面での平準化を図り、年間を通じて安定した利益の確保に努める所存ではありますが、季節変動により四半期毎の業績に影響を与える可能性があります。

第44期の損益計算書に関する情報

(単位：千円、%)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
売上高	2,429,779	23.1	2,851,443	27.1	2,646,832	25.2	2,571,009	24.4	10,499,065	100.0
営業利益	176,338	17.9	321,426	32.7	245,808	25.0	239,847	21.4	983,421	100.0
経常利益	175,918	17.6	318,442	32.0	247,916	24.9	254,009	21.5	996,287	100.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の四半期に係る数値につきましては、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

業務用豆腐の販売について

当社は、外食企業、コンビニエンスストア等向けの業務用豆腐の製造販売に取り組んでおります。当社では、業務用豆腐市場は参入する価値のあるものと考えており、取引先からの要求、要望に対応しながら販売拡大に努めていく所存であります。しかしながら、業務用豆腐の製造販売が想定通り進まない場合等には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制について

当社は食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)及び製造物責任法による規制を受けております。

当社は、食品安全衛生管理に対する取組みを強化することを目的として、本社工場及び関西工場においてFSSC22000を取得しており、また、製品開発時における食品表示の確認、製品製造過程における原材料のトレース、不当表示とならないようなチェック体制の構築等、ルール遵守によるソフト面での充実を図っております。

これらの取組みにより、当社においてこれまで上記法令に違反した事実はありませんが、万が一当該法律を含む諸法令・規則の違反があった場合は、営業停止、行政処分等の適用を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、今後これらの規制の改廃もしくは新たな法的規制が設けられた場合には、それらに対応するための追加コストが発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 許認可について

当社の本社第1工場、第2工場、第3工場及び関西工場では、食品衛生法に基づく豆腐製造業に関する営業許可証を受けております。当社が食品衛生法に違反した場合、営業許可の取り消し及び営業の禁止又は停止、5年ごとの更新がなされない等の措置が講じられます。提出日現在までの間において、営業許可の取り消し及び営業許可の禁止又は停止等となる事由は存在しておりません。

当社は営業許可の継続のため、法令の遵守及び製品の品質管理等を徹底して行っております。しかし、将来、何らかの理由により、許可の取り消しが起こった場合には、営業停止の事態となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保・育成について

当社は、継続的な事業拡大を行う計画であり、人材の確保と育成が必要であります。当社では、人材の確保・育成のために人事制度の充実、職場環境の改善等の施策を進めると共に、研修制度を充実させる等やり甲斐ある職場作りに努めていく所存であります。しかしながら、当社の事業の拡大に合わせた人材の継続的な確保・育成が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 自然災害等のリスクについて

当社は、広島県三原市の本社工場及び滋賀県甲賀市の関西工場において豆腐等の製造を行っております。両工場とも工業団地に所在し、インフラや地盤等が比較的安定した場所に立地しております。しかしながら、大規模な地震や台風等の自然災害が発生し当社の生産設備が被害を受けた場合、インフラの損壊等により配送ネットワークが影響を受けた場合には、操業停止等により当社の生産体制が確保できず当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、平成30年7月豪雨におきましては、工場等の物的被害及び人的被害はなかったものの、電力会社や水道局のインフラの損傷により電気と水の供給が止まり、本社工場の操業が約10日間停止しましたが、現在は復旧しております。

(7) 情報システムリスクについて

当社の製品の受注、出荷等の業務は、小売業者、卸売業者と繋がったコンピュータシステムにより処理されており、社内の業務においても情報システムを活用しております。当社では、情報システムを適切に運営するため、規程の整備、社員教育、セキュリティ対策、バックアップシステムの構築等の対策を実施しております。しかしながら、自然災害、突発的な事故、ソフトウェアや機器の欠陥等によりトラブルが起きた場合には、販売機会損失、請求漏れ、復旧に係る臨時費用の発生等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 訴訟に係るリスクについて

当社は、事業を遂行するにあたり、各種法令、諸規則を遵守、第三者の知的財産権を侵害することのないように細心の注意を払っております。しかしながら、事業活動の遂行にあたり、商標権の侵害等の訴訟が提起されるリスクを抱えており、万が一訴訟が提起された場合には、その結果により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 競合リスクについて

豆腐関連産業全体のマーケット規模が停滞しているなか、零細企業は大きく減少しておりますが大手企業に集約されている状況になっております。こうした状況のなか、顧客ニーズは多様化が進み、また販売価格の競争は一層激しさを増してまいりました。当社では、新商品の開発、新規取引先の拡大をはかり、売上高を向上させる取組みを推進してまいりますが、今後、さらに競合が厳しくなった場合には、業績に影響を与える可能性があります。

(10) 設備投資計画について

当社は、事業規模拡大のために現在の販売エリアを中部地方以西から関東地方まで広げる足がかりとして、新工場(名称：富士山麓工場)の建設を計画しております。しかしながら、経営環境の急変等により、設備投資計画が当初の予定通りに進展しない場合、あるいは当初予定通り進んだ場合においても、想定通りの投資効果を上げられず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第43期事業年度)の提出日(平成29年9月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月28日)までの間において、以下の臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

（平成29年 9月29日提出）

1 提出理由

当社は平成29年 9月27日開催の第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年 9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 配当総額63,761,000円

ロ 効力発生日

平成29年 9月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、山名清、山名睦子、池田隆幸、城本浩司、山名徹、林辰男、土橋一仁、恩地良憲及び七川雅仁を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、片岡佳文を選任する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	58,713	30		(注) 1	可決 99.58
第2号議案 取締役9名選任の件				(注) 2	
山名 清	58,706	40			可決 99.57
山名 睦子	58,706	40			可決 99.57
池田 隆幸	58,706	40			可決 99.57
城本 浩司	58,706	40			可決 99.57
山名 徹	58,706	40			可決 99.57
林 辰男	58,706	40			可決 99.57
土橋 一仁	58,706	40			可決 99.57
恩地 良憲	58,706	40			可決 99.57
七川 雅仁	58,706	40			可決 99.57
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
片岡 佳文	58,709	37			可決 99.57
第4号議案 ストックオプションとして新株予約 権を発行する件	58,669	77		(注) 3	可決 99.50

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

4 最近の業績の概要

第44期事業年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)の業績の概要

平成30年8月14日開催の取締役会で承認し、公表した第44期事業年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)の財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

なお、金額については千円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 6月30日)	当事業年度 (平成30年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	914,962	653,926
売掛金	1,099,403	1,398,160
商品及び製品	30,563	36,137
原材料及び貯蔵品	134,724	163,663
前払費用	4,277	5,286
繰延税金資産	10,283	14,113
その他	4,958	86
流動資産合計	2,199,173	2,271,373
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,934,378	3,101,222
減価償却累計額	1,056,165	1,180,197
建物（純額）	1,878,213	1,921,024
構築物	569,520	651,513
減価償却累計額	305,673	338,062
構築物（純額）	263,847	313,450
機械及び装置	7,498,583	8,568,760
減価償却累計額	4,456,431	5,076,869
機械及び装置（純額）	3,042,151	3,491,891
車両運搬具	25,615	25,276
減価償却累計額	22,811	22,202
車両運搬具（純額）	2,803	3,073
工具、器具及び備品	60,595	73,265
減価償却累計額	52,521	57,600
工具、器具及び備品（純額）	8,074	15,664
土地	848,448	848,448
リース資産	67,199	67,199
減価償却累計額	42,619	53,308
リース資産（純額）	24,579	13,891
建設仮勘定	384,709	515,767
有形固定資産合計	6,452,828	7,123,213
無形固定資産		
ソフトウェア	5,321	6,088
その他	619	619
無形固定資産合計	5,941	6,708
投資その他の資産		
投資有価証券	10,068	9,442
出資金	60	60
長期前払費用	5,220	4,785
その他	42,884	46,840
投資その他の資産合計	58,234	61,128
固定資産合計	6,517,004	7,191,050
資産合計	8,716,178	9,462,423

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	614,183	667,225
1年内返済予定の長期借入金	611,756	639,998
リース債務	10,732	10,040
未払金	542,208	753,233
未払費用	118,364	151,119
未払法人税等	122,512	195,986
未払消費税等	39,783	19,931
預り金	28,739	40,333
賞与引当金	8,160	8,738
その他	530	582
流動負債合計	2,096,971	2,487,189
固定負債		
長期借入金	2,359,915	2,204,210
リース債務	14,253	4,213
預り保証金	4,000	4,000
繰延税金負債	138,652	131,060
固定負債合計	2,516,820	2,343,484
負債合計	4,613,792	4,830,673
純資産の部		
株主資本		
資本金	696,086	696,086
資本剰余金		
資本準備金	669,086	669,086
資本剰余金合計	669,086	669,086
利益剰余金		
利益準備金	7,569	7,569
その他利益剰余金		
圧縮積立金	315,164	302,656
繰越利益剰余金	2,407,363	2,939,310
利益剰余金合計	2,730,097	3,249,536
自己株式		205
株主資本合計	4,095,270	4,614,503
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,088	1,198
評価・換算差額等合計	2,088	1,198
新株予約権	5,026	16,048
純資産合計	4,102,385	4,631,750
負債純資産合計	8,716,178	9,462,423

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
売上高	9,793,341	10,499,065
売上原価		
製品期首たな卸高	27,789	30,563
当期製品製造原価	7,025,954	7,625,242
合計	7,053,744	7,655,805
他勘定振替高	872	
製品期末たな卸高	30,563	36,137
製品売上原価	7,022,308	7,619,668
売上総利益	2,771,033	2,879,397
販売費及び一般管理費		
荷造運賃	726,347	781,664
広告宣伝費	25,126	24,029
販売手数料	668,526	689,216
給料及び賞与	227,794	216,688
賞与引当金繰入額	1,140	1,090
減価償却費	6,526	6,436
その他	172,712	176,849
販売費及び一般管理費合計	1,828,172	1,895,975
営業利益	942,860	983,421
営業外収益		
受取利息	25	18
受取配当金	65	86
助成金収入	18,848	24,246
受取補償金		10,322
自動販売機収入	3,504	3,912
スクラップ売却収入	1,925	1,880
その他	1,585	1,180
営業外収益合計	25,955	41,647
営業外費用		
支払利息	27,499	27,912
その他	836	870
営業外費用合計	28,336	28,782
経常利益	940,479	996,287
特別利益		
固定資産売却益	40	
特別利益合計	40	
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	4,000	26,147
特別損失合計	4,004	26,147
税引前当期純利益	936,515	970,140
法人税、住民税及び事業税	300,893	334,210
法人税等調整額	5,259	11,031
法人税等合計	306,153	323,179
当期純利益	630,362	646,960

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
				圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	696,086	669,086	669,086	7,569	329,286	1,922,281	2,259,137
当期変動額							
剰余金の配当						159,402	159,402
当期純利益						630,362	630,362
圧縮積立金の取崩					14,121	14,121	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					14,121	485,081	470,960
当期末残高	696,086	669,086	669,086	7,569	315,164	2,407,363	2,730,097

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高		3,624,310	1,113	1,113		3,625,423
当期変動額						
剰余金の配当		159,402				159,402
当期純利益		630,362				630,362
圧縮積立金の取崩						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			974	974	5,026	6,001
当期変動額合計		470,960	974	974	5,026	476,961
当期末残高		4,095,270	2,088	2,088	5,026	4,102,385

当事業年度(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	696,086	669,086	669,086	7,569	315,164	2,407,363	2,730,097
当期変動額							
剰余金の配当						127,522	127,522
当期純利益						646,960	646,960
圧縮積立金の取崩					12,508	12,508	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					12,508	531,947	519,438
当期末残高	696,086	669,086	669,086	7,569	302,656	2,939,310	3,249,536

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高		4,095,270	2,088	2,088	5,026	4,102,385
当期変動額						
剰余金の配当		127,522				127,522
当期純利益		646,960				646,960
圧縮積立金の取崩						
自己株式の取得	205	205				205
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			890	890	11,021	10,131
当期変動額合計	205	519,233	890	890	11,021	529,364
当期末残高	205	4,614,503	1,198	1,198	16,048	4,631,750

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	936,515	970,140
減価償却費	890,942	972,157
賞与引当金の増減額(は減少)	160	578
受取利息及び受取配当金	90	105
支払利息	27,499	27,912
固定資産除却損	4,000	26,147
固定資産売却益	40	
固定資産売却損	3	
売上債権の増減額(は増加)	880	298,757
たな卸資産の増減額(は増加)	12,112	34,512
仕入債務の増減額(は減少)	54,826	53,041
未払金の増減額(は減少)	23,892	26,556
その他	13,193	38,372
小計	1,854,243	1,781,530
利息及び配当金の受取額	90	105
利息の支払額	27,717	28,129
法人税等の支払額	533,950	259,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,292,665	1,494,397
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,020	6,014
有形固定資産の取得による支出	1,210,812	1,481,608
有形固定資産の売却による収入	44	
有形固定資産の除却による支出	388	680
無形固定資産の取得による支出	3,686	2,700
投資有価証券の取得による支出	637	654
その他	3,897	3,922
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,225,397	1,495,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	600,000
長期借入金の返済による支出	521,674	727,463
自己株式の取得による支出		205
リース債務の返済による支出	11,213	10,731
配当金の支払額	158,872	127,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	391,759	265,869
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	324,491	267,051
現金及び現金同等物の期首残高	1,143,391	818,900
現金及び現金同等物の期末残高	818,900	551,848

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、豆腐等製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)
1株当たり純資産額	642.61円	723.92円
1株当たり当期純利益金額	98.86円	101.47円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額		101.14円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)
(1) 1株当たり当期純利益金額	98.86円	101.47円
(算定上の基礎)		
当期純利益金額(千円)	630,362	646,960
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	630,362	646,960
普通株式の期中平均株式数(株)	6,376,100	6,376,080
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		101.14
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		20,830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	第1回新株予約権の個数 628個 第1回新株予約権となる株式数 62,800株	

(重要な後発事象)**(重要な設備投資)**

当社は平成30年7月20日開催の取締役会において、次の通り固定資産の取得（新工場の建設）を決議し、平成30年7月24日付で土地売買契約を締結いたしました。

1 設備投資の目的

当社のこれまでの生産拠点につきましては、本社工場（広島県三原市）に続き、関西工場（滋賀県甲賀市）を設置し、中国・四国地方から関西地域へと事業領域を着実に拡大してきておりますが、今後の更なる成長と事業拡大の一環として、国内最大規模の市場規模を有する関東地域へ本格的に進出する体制を確立するとともに、幅広いお客様に安心・安全・おいしい製品を提供するための新しい生産拠点が必要と判断し、工場用地を取得して最新の機械設備を導入した新工場建設を行うものです。

2 設備投資の内容

所在地	静岡県駿東郡小山町
土地面積	50,496.76㎡
投資総額	約43億円（土地、建物、機械設備等）
生産品目	豆腐、厚揚げ
資金計画	自己資金及び借入金等により充当

3 設備導入の時期

工事着工日	平成30年10月（予定）
操業開始時期	平成32年6月期（予定）

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 至	平成28年7月1日 平成29年6月30日	平成29年9月28日 中国財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第43期)	自 至	平成28年7月1日 平成29年6月30日	平成30年8月14日 中国財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第43期)	自 至	平成28年7月1日 平成29年6月30日	平成30年8月28日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第3四半期)	自 至	平成30年1月1日 平成30年3月31日	平成30年5月15日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年9月28日

株 式 会 社 や ま み
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 竜 平指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹 山 直 孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまみの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまみの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月15日

株式会社やまみ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	村	竜	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹	山	直	孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまみの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第44期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年7月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やまみの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。